

## 消費税率改正に関するお知らせ

2014年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、現在、弊社とお取引いただいているご契約に関してお知らせさせていただきますので、ご確認願います。

### ①変更契約について

2014年4月1日以降も引き続き納入（納品）やサービスをご提供いただく契約をご契約いただいている場合、現在のご契約書の内容（ご契約書に記載の消費税額）の変更を旨とする変更契約は、原則、行わないこととさせていただきます。

つきましては、特に変更契約の締結（変更契約書の取り交わし）をご希望の場合は、当該ご契約の契約担当部署にご連絡をお願いします。

### ②ご請求について

ご請求につきましては、経過措置対象（2014年4月1日以降の納品又は履行であっても、5%のまま）又は非対象かをご確認いただき、契約書に記載の消費税額に関わらず、適正にご請求くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（※ご契約書上は5%の記載であっても、8%が適用される場合は同消費税率に基づく消費税額にてご請求ください。）